(総則)

第1条 遠軽町有財産の売払いに伴う一般競争入札に当たっては、町有財産の売払告示、入 札心得書及び契約書案の記載事項を承知し、また、物件資料により物件を必ず確認するも のとする。

(入札参加申込)

第2条 入札参加希望者は、売払告示で指定した場所に、指定した期限までに、入札参加申 込書(別記様式)及び関係書類を提出するものとする(郵送又は信書便による場合は、期限 日以前必着の配達証明郵便又はこれに類する信書便とする。)。

ただし、入札対象物件が明らかに契約書の作成を省略できる物件の場合は、入札参加申込書の提出を省略させることができるものとする。

- 2 入札対象物件が不動産で入札者が個人である場合にあっては、入札参加申込書には入札 執行日前3か月以内に市区町村長が発行した住民票、身分証明書及び納税証明書を、入札 者が法人である場合にあっては、入札執行日前3か月以内に発行された法人登記簿の謄本 又は登記事項証明書及び納税証明書を添付するものとする。
- 3 入札対象物件が動産で入札者が個人である場合にあっては、入札参加申込書には住民 票、運転免許証、健康保険証、旅券等公的機関発行の証の写しを、入札者が法人である場 合にあっては法人登記簿の謄本又は登記事項証明書の写しを添付するものとする。 (入札保証金等)
- 第3条 入札参加者は、入札執行前までに、入札保証金を要する物件について、次のいずれ かの方法により見積もった入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付す るものとする。この場合、納付に係る費用は入札参加者の負担とする。
 - (1) 町の所定の納入通知書による納付
 - (2) 町の会計管理者口座へ直接振込による納付
 - (3) 現金又は町の指定金融機関の振出小切手(振出日から5日以内のもので持参人払いに限る。)を直接持参することによる納付

(入札)

- 第4条 入札参加者は所定の書式による入札書を作成し、提出するものとする。
- 2 入札保証金を要する場合は、入札参加者は入札保証金領収書を入札執行者に提示するものとする。
- 3 入札書には、住所、氏名(法人の場合は、所在地、その名称及び代表者氏名)を記載の上 押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」 を記入するものとする。

(代理)

第5条 代理人により入札する場合は、当該入札の執行前に委任状を提出するものとする。 この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、そ

- の名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとする。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

(無効入札)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 入札参加申込書を提出していない者のした入札(入札参加申込書を省略する場合を除く。)
 - (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札(入札保証金を免除する場合を除く。)
 - (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
 - (7) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
 - (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (9) 無権代理人がした入札
 - (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
 - (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (12) 次の要件のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 入札に付する町有財産を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの(公の 秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの)の用 に供しようとするもの
 - エ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

- ケ 上記アからクまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、告示に記載している入札日時に当該入札事務に関係のない職員が立ち会い 行うものとする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札によって も落札に至らなかった場合には、入札を打ち切るものとする。ただし、入札執行前に予定 価格を公表している場合における入札回数は1回とする。

(落札者の決定)

- 第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上のもので最高の価格で入札した者を 落札者とし、当該価格を売却の決定金額とする。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定し、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじを引いて決定するものとする。

(入札保証金等の返環)

- 第11条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結(契約保証金納付)後に、落札者以外の者に対しては入札執行後速やかに返還手続を行うものとする。
- 2 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間は、入札保証金の返還を留 保するものとする。
- 3 再度入札の結果落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還 するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約書案に記名押印の上、落札決定 の通知を受けた日から7日以内に提出するもとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第13条 次のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略できるものとする。
 - (1) 売払代金が30万円以下の場合
 - (2) 落札者が代金を即納しその物品を引き取るとき
 - (3) 国又は地方公共団体と契約するとき

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保 証金は、町に帰属するものとする。

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約金額の全額が契約締結時までに納付されたことが確認できる

とき又は契約保証金を免除した場合を除くものとする。

- 2 落札者は、当該入札に係る入札保証金を契約保証金の一部に充てることができるものとする。
- 3 落札者は、契約保証金を買受代金に充当することができるものとする。 (売払代金の納付)
- 第16条 売払代金又は契約保証金充当後の売払代金残額は、次の方法により指定期限まで に一括納付するものとする。この場合、納付に係る費用は落札者の負担とする。
 - (1) 町の所定の納入通知書による納付
 - (2) 町の会計管理者口座へ直接振込による納付
 - (3) 現金書留による納付(金額が50万円以下の場合のみ)
 - (4) 現金を直接持参することによる納付

(財産の引渡し)

- 第17条 公有財産は、売払代金納付を確認後、落札者に引き渡すものとし、引渡し及び権利 移転に伴う費用は、落札者の負担とする。
- 2 公有財産が動産の場合、売払代金納付時の現状有姿で直接引き渡すものとする。
- 3 公有財産が自動車の場合、落札者は引渡し後速やかに管轄する運輸支局又は自動車検査 登録事務所において名義変更(又は登録抹消)手続き及び車両に記載されている町名等の 消去を行い、その証として変更手続き完了後の自動車検査登録証の写しと町名等抹消後 の車両写真を提出するものとする。
- 4 公有財産が不動産の場合、落札者は登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙 又は登録免許税領収証書を町に提出するものとし、町は当該売払代金の納付が確認でき た後、所有権の移転登記を行い、登記済証又は登記識別情報(記号番号が記載されたもの) を請求者に送付するものとする。
- 5 落札者の代理人が公有財産の引渡しを受ける場合は、代理人の本人確認及び住所を証す る書面、印鑑のほか、委任状を提出するものとする。

(契約不適合責任)

第18条 落札者は、買受代金納付後、物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約保証金等の帰属)

第19条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該 契約者が納付した契約保証金は、町に帰属するものとする。

(入札の取りやめ等)

第20条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し又は取りやめるものとする。